

契約書別紙

- ・本物件の引渡日に売主から買主に発行する10万円のオプションクーポン券のご利用条件につきましては、別紙「オプションクーポン券ご利用約款写し」をご参照ください。
- ・買主が有効期間内に買主と東栄ホームサービス株式会社の間で決めたオプションクーポン券を利用してオプション工事を実施した場合には、売主は、オプションクーポン券に記載されている額面を限度額として、買主に代わってオプション工事の代金を東栄ホームサービス株式会社に支払う義務を負担します。
- ・オプションクーポン券を利用した買主と東栄ホームサービス株式会社との間の契約の対象となったオプション工事に瑕疵などの問題が発生した場合には、買主と東栄ホームサービス株式会社との間にて解決するものとし、売主は一切の責任を負担しないこととします。また、買主と東栄ホームサービス株式会社との間でいかなる事象が生じたとしても、本契約の効力には影響が及ばず、売主は、本契約の解除又は代金減額請求などには応じられませんので予めご了承下さい。
- ・万一、オプションクーポン券の有効期間内に、東栄ホームサービス株式会社が破産手続開始申立てその他の事由によって事業を停止し、買主がオプションクーポン券を利用することができなくなった場合には、売主は、オプションクーポン券の額面相当額をお支払いする義務を負担致します。
- ・万一、オプションクーポン券の有効期間内に、売主に破産手続開始申立てその他の信用不安事由または東栄ホームサービス株式会社に対する債務不履行事由等があり、東栄ホームサービス株式会社が売主との事業提携契約を解除した場合には、オプションクーポン券をご利用いただくことができなくなります。その場合には、売主は買主に対して未使用のオプションクーポン券の額面相当額をお支払いする義務を負担致しますが、売主が破産手続開始申立てその他の事由によって事業を停止した場合には額面相当額のお支払をする事ができない場合がありますので、予めご了承下さい。
- ・東栄ホームサービス株式会社との顧客紹介及びクーポン券利用に関する契約に基づいて、買主が同社にオプション工事を依頼するにあたり、特典を受けるために必要な範囲で同社に対して個人データを提供致します。

上記内容について確認及び同意した証として、売主及び買主は、本書に署名・押印の上、買主は原本を、売主は写しを所有する事と致します。

令和 年 月 日

売主

住所 東京都西東京市芝久保町 4 丁目 26 番 3 号

株式会社 東栄住宅

氏名 代表取締役 佐藤 千尋

印

買主

住所

氏名

印

住所

氏名

印

株式会社東栄住宅 オプションクーポン券ご利用約款

第1条 (約款の趣旨及び総則)

株式会社東栄住宅(以下「当社」といいます)は、オプションクーポン券(以下「クーポン券」といいます)を本約款にしたがって取り扱うものとし、当社からクーポン券の交付を受けたお客様(以下「お客様」といいます。)は、この約款に定める範囲でクーポン券をご利用いただけます。クーポン券は、当社との間で不動産売買契約(以下「本契約」といいます。)を締結されたお客様にプレゼントするものです。

第2条 (クーポン券が利用できる範囲)

1. クーポン券はお客様と東栄ホームサービス株式会社の間で決めた東栄ホームサービス株式会社においてオプション工事等を契約した際にクーポン券の券面記載金額(以下「額面金額」といいます)の範囲で代金のお支払いにご利用いただけます。お客様がクーポン券を利用された場合には、額面金額の限度で当社がお客様に代わって東栄ホームサービス株式会社に代金を支払う義務を負担します。
2. クーポン券をご利用される際には、つり銭をお返しすることができません。また複数回に分割してのご利用もできませんので、あらかじめご了承ください。また、額面記金額を超えるお客様負担分は、現金のみの取扱いとなりますのであらかじめご容赦下さい。なお、会員専用サイト「いいだアイプラス」においては、商品種別が見積依頼商品にのみご利用いただけます。
3. クーポン券には、有効期限があります。券面記載の有効期限をご確認の上、有効期限内にご利用下さい。有効期限を過ぎますとご利用いただけませんのでご了承下さい。但し、東栄ホームサービス株式会社の事情により有効期限が過ぎた場合を除きます。
4. クーポン券は、本契約における他のサービス等への転用はできませんのであらかじめご了承ください。
5. クーポン券は対象の建物にのみご利用可能となります。

第3条 (クーポン券の譲渡禁止と本人確認)

当該クーポン券は、当社と本契約を締結したお客様ご本人に限り使用できるものとし、親族を含む第三者への譲渡はできませんのであらかじめご了承ください。また利用店舗におきまして本人確認をさせていただく場合がありますのであらかじめご了承ください。

第4条 (クーポン券が利用できない場合)

次の場合にはクーポン券をご利用いただくことはできません。

1. クーポン券が偽造または変造されたものであるとき。
2. 破損等によりクーポン券であることが確認できないとき。
3. クーポン券の3分の1以上が滅失しているとき。

第5条 (その他クーポン券が利用できない場合)

クーポン券が偽造または変造されたものでないことの確認が困難な場合には、取扱店舗ではクーポン券の取扱を行わない場合があります。

第6条 (クーポン券を再交付しない場合)

クーポン券は、いかなる場合であっても、再交付いたしませんのでご了承ください。

第7条 (クーポン券利用店舗との関係)

お客様がクーポン券をご利用された工事等において、万一、瑕疵その他の問題が生じた場合には、東栄ホームサービス株式会社との間で解決していただくものとし、当社は一切の責任を負いかねます。

第8条 (換金の禁止)

1. クーポン券は、現金との引き換えはできません。
2. お客様の事情によらず、クーポン券の利用が著しく困難になったと認められる場合においても払戻しを受けることはできませんのであらかじめご了承ください。

第9条 (クーポン券利用に伴う個人情報の取扱い)

東栄ホームサービス株式会社が取得した個人情報は[①工事の実施②アフターサービス③付帯サービス提供]の範囲で利用させて頂きますのであらかじめご了承ください。

この約款は、2019年1月1日から適用します。

クーポンご利用手順

手順① 東栄ホームサービス株式会社からの事前連絡

株式会社東栄住宅との売買契約後、弊社担当者よりお客様ご本人にご連絡させていただきます。

手順② 東栄ホームサービス株式会社との契約

クーポンのお受け取りは株式会社東栄住宅との物件お引渡後となりますが、東栄ホームサービス株式会社とのオプション工事のお打合せ・契約は、事前に進めていただくことが可能です。

手順③ クーポン券の回収

オプション工事契約後(株式会社東栄住宅とのお引渡が済んでいない場合はお引渡後)、クーポン券を回収させていただきます。